

【地域の概要】

- 瑞穂市の東部から南部にかけて点在しており、市街化調整区域の農地は147ha（田121ha、畑26ha）存在する。
- 水田は認定農業者（農事組合法人、株式会社、専業農家個人）への集積が進んでいる。
- 畑は不整形農地が多く、担い手が見つからず自作農地がほとんど。

①取組開始前の状況や課題

農地の状況

○水田は土地改良事業が施され、きれいに区画された一団の農地が各所に存在し、農業集積に向けた土地が多い。

○しかし、近年は農業従事者の高齢化や後継者不足によって、離農する農家が増加傾向となっている。

○担い手が見つからない農地は草刈りのみ実施し、作付けされず推移している。放棄され荒廃農地や未登記、未相続農地、管理者不明農地も増加傾向で課題である。

地域計画の策定

○農業振興地域ではないが、地域で協議し、将来の農地利用や受け手を地域計画、目標地図で明確化していくことが必要である。

②取組内容

地域計画に向けた戦略会議（令和6年10月）

○市、農委事務局、JA、県、農業会議が参加し、個別に担い手の意向を把握した上で、目標地図を話し合う方向で協議

受け手の意向把握（令和6年11月～）

○認定農業者（個人・法人）、認定新規就農者、人・農地プラン中心経営体など21経営体を対象に、経営意向を個別に聴き取りし、概ね現状維持の結果を得た。

幅広い関係者による協議の場（令和7年1月）

○地元地域代表、担い手、土地改良区、農業委員・推進委員、県、JA、農業会議、農地中間管理機構、市、農委事務局など33名が参加し、4グループに分かれ現況地図でそれぞれの耕作状況を確認しながら、地域の課題、水田の集約、畑の担い手育成などを協議。

○水田担い手（法人）が集約の交換や賃貸借移転に協力すること、隣接する市街化区域の集積に向かない水田の貸借を見直し、市街化調整区域等の農地の耕作に出来るだけシフトして、農地集積・集約をすすめることなどを協議した。

地域計画策定・公表（令和7年3月）

○145haを対象区域に、計37.8haを耕作する担い手6者を位置づけした。

③今後の展開と方向性

○令和7年3月に策定した地域計画・目標地図に基づき、地域の合意を基に農地集積・集約を進めていく。